

農業委員の選挙迫る

今度の第十国会で農業委員会法が成立し、施行されました。その趣旨は従来の農地委員会と農業調整委員会及び農業改良委員会を解体して新しく農業委員会を組織し農業の近代化と民主化をはかり、恒久的な農民の代表機関をつくらうとするものであります。

したがって川越市におきましても市内居住の一反歩以上耕作者と同居の親族又は配偶者で耕作日数がおむね六十日以上者の中から新しく農業委員を選挙しなければなりません。農業委員の数は川越市農業委員会が十五人、西部農業委員会が十五人で、選挙する人の資格は既に各町の揭示板に掲示しましたが、選挙の日程と被選挙資格は次の通りです。

尚選挙については公職選挙法の一部が準用されますから御承知下さい。

選挙日程
六月三十日選挙期間の告示、立候補受付開始
七月二日から七月六日まで 名簿縦覧期間
七月十日立候補締切日
七月十五日名簿確定日

市民税の納入は
第一期 七月 八月
第二期 八月 九月
十五日まで 三十一日まで

七月二十日 投票日
被選挙資格(立候補の出来る者)
一、川越市に居住する一反歩以上耕作の業務を営む者
二、右の同居の親族又は配偶者
(但し年間約六十日以上業務に従事しているもの)
三、右二項に該当する者で昭和六年七月二十一日までに生れた者

人権擁護とは?

憲法第九十七條に「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」と述べて居ります。西洋の東西を問はず我々の歴史をひもどく度に幾多の人権無視の實例にぶつかります。換言すれば人類の歴史は人類の自由獲得の歴史と言つても過言ではないのであります。更に憲法は「自由及び権利は國民の不斷の努力によつて、これを保持せう。」

「人権」とは「個人に法務府で調査した「人権」という言葉の意味を知つて見ませう。」

たものであつて、我々が自分の力で獲得したものでないからでせうか、言葉自体開いたことがないものが東京で一三%農村で四五%あるというところはまことに残念であります。何故ならば民主主義の根本は實に基本的人権の確立にあるからであります。

では基本的人権とは何ぞや? 説明するまでもなく人間の尊厳と「人間に値する権利」であります。そしてこの権利がよく守られて居るか、よく主張されて居るかが民主主義發達のバロメーターとも云えるのであります。更に法務府の調査によると「近頃あなた自身の人権をどう守つて居るか」とか「長いものではなつかれたいですか」とか「人権を侵されたときは何處へ相談すればよいのでせうか。」

このためには人権擁護委員法という法律がござります。川越市でもこの法律に基づいて三名の人権擁護委員が任命されて居ります。人権を侵された方はこの三人の方に相談なさればよいわけですね。

川越市大字川越五三四

市税條例の大幅改正

六月十二日の市議會定例会で川越市税條例の一部が改正せられ、関係の深い市民税の課税方法が變つた外、幾多の改正が加えられました。以下その概要を説明いたします。

一、市民税
イ、市民税は昨年通り均等割と所得割の合計が賦課されることに變更ありません。個人均等割は一人六百元から五百円に引下げられ、法人のそれは三千円から千八百円に引下げられます。

但し個人の均等割で均等割を納めるべき扶養家族が二人以上ある場合一人につき五十円を減じます。しかしこの場合減額は二百円以内となつて居ります。

また所得税法第十一條の二によつて所得のないものとみなされる者(家業専従者)百円、會社等の寄宿舎に住所を有するもの百円を夫々減額します。この様に均等割は若干安くなり、賦課される金額は若干増額になりました。

ロ、昨年の所得割は所得税額を標準にして、今年度は課税総所得金額を標準にして計算することに なります。

即ち昨年中の總所得から必要経費を差引(給與所得は十分の一・五の額が三万円をこえるときは三万円を差引き)、これから二万五千円の基礎控除をした金額を標準として計算します。この課税總所得金額に次の率を乗じます。

五万円以下の金額	百分の四
五万円をこえる金額	百分の五
八万円をこえる金額	百分の六
十万円をこえる金額	百分の七
十二万円をこえる金額	百分の八
十五万円をこえる金額	百分の九
二十万円をこえる金額	百分の十
五十万円をこえる金額	百分の十

乗じて得た金額から扶養親族一人につき三百五十円の割で減額した金額が所得割との合計が今年度の市民税として個人に賦課されるわけですが、それからも一つ大きな相違点は給與を受けて居る者について特別徴收の制度が認められた点であります。即ち所謂源泉徴收の制度で、平たく言えば俸給等の支拂者が月々月給から差引いて、纏めて納税する制度です。

ホ、新しい市民税の納期は次の通りになりました。

一期	七月十五日
二期	八月三十一日
三期	十月三十一日
四期	一月三十一日

二、固定資産税
税率は百分の一・六で、変更ありませんが、これは決算後二ヶ月以内に申告書を提出するとともに納付書により納付しなければなりません。

又決算期が一年一回の場合には六ヶ月で中間申告をし納付をすることは法人税と同じ手続になります。それからも一つ大きな相違点は給與を受けて居る者について特別徴收の制度が認められた点であります。即ち所謂源泉徴收の制度で、平たく言えば俸給等の支拂者が月々月給から差引いて、纏めて納税する制度です。

ホ、新しい市民税の納期は次の通りになりました。

一期	七月十五日
二期	八月三十一日
三期	十月三十一日
四期	一月三十一日

二、固定資産税
税率は百分の一・六で、変更ありませんが、これは決算後二ヶ月以内に申告書を提出するとともに納付書により納付しなければなりません。

又決算期が一年一回の場合には六ヶ月で中間申告をし納付をすることは法人税と同じ手続になります。それからも一つ大きな相違点は給與を受けて居る者について特別徴收の制度が認められた点であります。即ち所謂源泉徴收の制度で、平たく言えば俸給等の支拂者が月々月給から差引いて、纏めて納税する制度です。

市民の声

最近市の道路工夫が道路の穴のあいて、大筋を埋めて、例えは新宿方面では穴を埋めるのに道端の残土を使つたので、温気のある中は、乾いてくると「カカカ」して埃を飛ばす仕末、これは折角の努力が無くなるのではなからうか、川越駅前道路等も自動車では乗りずらく、自動車が通れば手足を覆う埃の物すごさ。

これでは定められた清掃が行はれても大した効果はない、市民一人一人が協力すると共に、市當局と我々の代表新議員諸氏の文化社会に則つた、我が川越市建設に盡力される事を期待してやまな。

新宿町公務員I生 回答へする

道路の良否は直接土地の發展に大に影響する。

市に於ても道路の維持管理には常に深く留意して居り、昨二十五年度の如き多額の経費を投じて市内主要道路を改修したことは御存知のことと思ひます。

然し市周辺の道路は未だ若いのと今後相當量の砂利を入れてからでない舗装は出来ないのでは、現在には砂利を以て整備して居ります。

尚市内には市道と縣道とがあり、縣道は縣當局に於て補修することになつて居りますが、市に於ても終始縣關係當局に進行し改修を促進して居ります。御指摘の新宿町方面道路は川越所管線と申しまして、使つて穴を埋めたのも皆縣で實施したものであります。

以上述べた通りですが、市に於ても出来る限り努力致しますが、何分多額の経費を要しますので、逐次整備したいと存じます。(土木課)

愛市全人氏の投票にお



寫眞説明
第一小學校では今度新しくバツネツトが出来ました。寫眞はバツネツト開き伊藤市長の始球式です。

答へたいします
現行の給與條例は公務員の給與ベース改訂の際改正せられたもので本年三月條例公布の際「川越市公報」(市政だより)の前身)に掲載し、各町の揭示板に掲示いたしました。その内容を重ねて掲載いたします。市長は「三万円以上三万七千四百円以上三万七千四百円以上三万七千四百円以上」となつて居ります。

議員はその外委員會運営の手當が月三百円ありませんが、その外には何もありません。また現在川越市役所の吏員数は定員百六十六名(市長の事務部局の職員)です。この人数は人口五万程度の市としては最低です。

昭和二十六年年度豫算の市役所費の占める割合一五・九%は昭和二十五年年度の全市町村の平均割合一三・一%より若干上廻つて居ります。しかしこの一三・一%は町村の分を含んで居り、町村は概して歳入は低額ですから市の分だけの平均をとれば略同程度のパーセンテ

改正点であります。要するに市民の負担は既に限度に來て居るといふ観点から、低額所得者の増税にならないで、しかも豫定の財源を確保するという点で理事者、市議會とも並々ならぬ苦心を拂つた点であります。

配給だより
〇七、八月份のクーポン券交付について……近くお米の登録店を通じて七、八月の二ヶ月分のクーポン券をお配りいたします。今回は有効期間が八月末日迄です。御注意下さい。なお現在のものは七月末日迄は使用できなくなつて居ります。〇新しい砂糖の購入通帳交付について……先日連絡員がお配りした砂糖購入通帳交換券は、人数を確かめた上で捺印し、至急登録店へお届け下さい。交換券と引換に登録店へ一括して砂糖購入通帳を交付することになつて居ります。新しい購入通帳は六月份の配給より使用いたします。

イジになるのではないかと懸念します。しかし、臨時費の削減は市長の方針でもあり、努めて節約すべき工夫すべきは勿論であります。

要するに市の経費の削減の重點は人員費の問題よりも事務配分の問題で、學者によつては地方自治体の事務の約七割は國又は縣の委任事務だと云はれますが、斯うした財政的な裏付けの充分でない事務の増加が今日地方自治体の大きな負担になつて居ることを思ふと、一日も早く合理的な行政事務再配分の行はれ、市民を希望する次……(市政だより)

川越市大字川越五三四